

(別記)

染毛剤の混合容器に表示する注意事項（自主基準）

1. 適用範囲

本自主基準（案）は酸化染毛剤及び脱色・脱染剤（2剤型及び3剤型のものに限る）の混合容器の注意表示に適用する。

ただし、「3. 表示事項」の②は2剤型のものにあつては必要に応じ表示すること。

2. 表示方法

次の注意事項を混合容器等に他の表示と区別して特に注意を引くように明瞭に記載する。

3. 表示事項

以下の項目に掲げる主旨の表示を行うこと

- ① 「使用前に必ず説明書をよく読んで正しくお使いください。」
- ② 混合方法または混合時の留意事項
(1, 2及び3剤を混合する順序、完全に溶かしてから次を投入する等の留意事項)
- ③ 「混合後は直ちに使用すること。」又は「使用する直前に混合すること。」
- ④ 「混合したものを密栓して放置すると、発生するガスのため液があふれたり、容器が破裂する恐れがあり、危険です。」
- ⑤ 「使用後の残液は、直ちに洗い流して、すててください。混合液は保存できません。」

4. その他の留意事項

- ① 表示する文章は規定しない。上記の主旨を誤認なく伝えられるように配慮すること。
- ② 他の表示に比べより目立つ表示とは「枠囲み」「大きな文字で表示」「色変え」「下線」等の方法を示す。方法については各社の判断とする。
- ③ 表示切替の時期については各社の判断とするが、できるだけ早く表示できるよう努力すること。